

香川県情報公開条例施行規則及び香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

香川県情報公開条例施行規則及び香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県情報公開条例施行規則(平成12年香川県教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">行政文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">香川県教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">公開請求に係る行政文書</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">行政文書の公開の日時及び場所</td> <td style="width: 5%;">日 時</td> <td style="width: 40%;">年 月 日 ()</td> <td style="width: 40%;">午前 時 分 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事務担当課等</td> <td colspan="3">電話番号 () -</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から<u>審査請求</u>があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	公開請求に係る行政文書				行政文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	場 所			事務担当課等	電話番号 () -			備 考				<p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">行政文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">香川県教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">公開請求に係る行政文書</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">行政文書の公開の日時及び場所</td> <td style="width: 5%;">日 時</td> <td style="width: 40%;">年 月 日 ()</td> <td style="width: 40%;">午前 時 分 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事務担当課等</td> <td colspan="3">電話番号 () -</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から<u>不服申立て</u>があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	公開請求に係る行政文書				行政文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	場 所			事務担当課等	電話番号 () -			備 考			
公開請求に係る行政文書																																							
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分																																				
	場 所																																						
事務担当課等	電話番号 () -																																						
備 考																																							
公開請求に係る行政文書																																							
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分																																				
	場 所																																						
事務担当課等	電話番号 () -																																						
備 考																																							

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書			
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課等	電話番号 () -		
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書			
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課等	電話番号 () -		
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

(香川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県個人情報保護条例施行規則（平成17年香川県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略		1 略	
2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u>	2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>100円</u>
3 略		3 略	
4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>100円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
5～8 略		5～8 略	

第3号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容				
保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前	時 分
	場所			
事務担当課等	電話番号 () —			
備考				

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容				
保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前	時 分
	場所			
事務担当課等	電話番号 () —			
備考				

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課等	電話番号 () -		
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書等を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課等	電話番号 () -		
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書等を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第15号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第15号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 図

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第22号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第22号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。